

議第15号

高山市介護保険条例の一部を改正する条例について

高山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

介護保険料の改定等を行うため改正しようとする。

高山市介護保険条例の一部を改正する条例

高山市介護保険条例（平成16年高山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u> 各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,760円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,840円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,080円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,920円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75,240円</u> ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>88,320円</u> ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>91,560円</u> ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>117,720円</u> ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>124,320円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの</u> 各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,120円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,320円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,680円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,640円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,240円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,200円</u> ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>89,400円</u> ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,760円</u> ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>119,280円</u> ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>125,880円</u></p>

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 130,800円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 137,400円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 150,480円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,520円とする。

第17条 市長は、第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 132,480円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 139,080円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 152,400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,880円とする。

第17条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。